

洞爺地区の地域振興に向けた町有地の有効活用に係る公募型プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング実施要領

1 趣旨

この要領は、洞爺地区の地域振興に向けた町有地の有効活用に係る公募型プロポーザル実施要領において、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に必要な事項について定めるものとする。

2 対象者

洞爺地区の地域振興に向けた町有地の有効活用に係る公募型プロポーザル実施要領におけるプレゼンテーション及びヒアリングは、同実施要領への参加意思表明書を提出の上、事業に関する企画提案書を提出した者に実施する。

3 ヒアリング審査の実施方法等

ヒアリング審査は、次のとおり実施する。

(1) ヒアリング会場

洞爺総合センター集会室

(2) 実施日

令和7年10月31日（金）午後4時より

(3) 順番

ヒアリング審査の順番は、参加意思表明書等を事務局に提出した際の受付順とする。

(4) 出席者

計5名以内（1者（社）申込みの場合。グループ申込みの場合も1グループで計5名以内）の出席者とする。

(5) 実施方法

i) ヒアリング審査は、対象者1者（社）につきプレゼンテーション20分以内とし、その後10分程度のヒアリングを行うものとする。

ii) プレゼンテーションは、提出した事業に関する企画提案書に沿って説明するものとする。

iii) プレゼンテーションに必要な機器類は、プロジェクター及びスクリーン以外は各対象者が準備するものとする。

iv) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。ただし、審査結果については、公表するものとする。

v) 契約相手先候補者として選定された事業者の企画提案内容については、広く一般に公開するものとする。

(6) 禁止事項

次の事項に該当する者は、失格となることがある。

- i) 指定時間に遅刻した対象者。ただし、事務局がやむを得ないと判断する理由がある場合は、別途協議する。
- ii) 提出した書類以外の資料でプレゼンテーションを行った者。
- iii) 事務局の指示に従わない者。

4 その他

- (1) ヒアリング審査に関して、実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査会と事務局が協議し決定する。また、その内容は、必要に応じて対象者全員に通知するものとする。
- (2) 不正なプレゼンテーション等が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災事変その他やむを得ない理由が生じたときは、本審査を中止し、又は実施日を延期することがある。
- (3) プレゼンテーションの準備や進行に関する問い合わせは、参加意思表明書等の提出者に限り下記の問合せ先（事務局）にて受付け、主な回答内容等については、参加意思表明書等の提出者全員に周知します。

【問合せ先（事務局）】

洞爺湖町役場 洞爺総合支所 地域振興課

住 所：〒049-5802 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町 132 番地

電 話：0142-82-5111（代） FAX：0142-87-2928

E-Mail：so_chiiki@town.toyako.hokkaido.jp